

公金納付のデジタル化

2023年6月8日

一般社団法人 日本経済団体連合会

本日の発表要旨

- 総務省はじめ関係省庁には、地方税のデジタル化および公金納付のデジタル化にご尽力いただき感謝
- 規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日）の以下記述を歓迎

- ✓ 遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始する
- ✓ 全国共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。
- ✓ 納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要がある。

(要望)

- 特に道路占用料、行政財産使用料について、企業の選択により、全自治体に対し、速やかにeLTAXを活用して納付できることとすべき（遅くとも令和8年9月に納付開始）。
- 最終的には、できるだけ早期に通知から納付までの完全電子化を進めていただきたい。

道路占用料、行政財産使用料の電子化

全国的に取扱件数が多く、インフラ系の企業を中心に多量の処理が必要となるため、電子化のニーズがとりわけ高い。全面デジタル化の恩恵はなお大きい

● 道路占用料

枚数：上位10社の合計で約12万枚（年間）

→通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：電柱、携帯基地局設備等（通信）、ガス供給導管埋設等（ガス）

電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等（送配電）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

→通信網、送配電網が整備されていない自治体は存在しないものと想定

● 行政財産使用料

枚数：上位10社の合計で約7万枚（年間）

→道路占用料同様に、通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：道路占用料と同一（場所が道路上か、地方自治体所有の土地か等の差異）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

（出所）経団連会員企業調査（5月）。次頁も同様。但しサンプル数は限定的なので参考値

その他の公金

- また、道路占用料・行政財産使用料以外にも、特に同様の**占用関係の各種公金**について、電子化を求める声がある。

✓ 占用関係の各種公金：河川占用料、港湾使用料、公園占有料、
法定外公共物占用料 等

枚数：送配電などを中心に合計で約1万枚（年間）

主な用途：電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等

※こちらも設備等の設置費用である点は同様。

設置個所により公金納付種類が異なる。

道路占用料・行政財産使用料と同種の支払いであり、
並行しての全国一律の電子化をご検討いただきたい。

✓ その他処理件数の多い公金

・水道料金関係（工業用水使用量を含む）：合計3,000件程度 他

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

● 電子化をすることで具体的に挙げられるメリット

- ✓ テレワーク、ペーパーレス化の推進、ひいては災害・感染症拡大時におけるBCPの推進
- ✓ デジタル化による効率化、事務処理負担の軽減・利便性向上
- ✓ 銀行への持ち込み、銀行印押印等の手間の削減
- ✓ 紛失リスクや書面回送による事務処理工数の削減、ひいては事務処理期間の短縮
- ✓ 電子化による様式統一
- ✓ 書面保管スペース削減

● 半面、慎重に対応すべき事由

- ✓ eLTAXの1社1ID問題による権限設定の問題（大会社での内部統制の問題）
- ✓ これまで支店・現場で処理→本社での一括処理への社内体制変更が必要になるなど、電子化に伴い社内体制の再構築が必要になることへの対処
- ✓ 一部の公金のみが電子化することによる、eLTAX利用可/不可の判別作業発生
- ✓ 代理人による納付など現在可能な対応の幅が狭まることへの懸念

● 導入にあたっては

- ✓ 特に道路占有料、行政財産使用料などは全国一律の展開であるため、時機を逃さず早期のご対応をお願いしたい
- ✓ 予約受付（納付期日に自動で引き落としされる設定）を可能にしていきたい
- ✓ 複数申請をしているとき等に突合が容易になるよう、占用許可書番号等の情報を同時にいただきたい
- ✓ 旧来の書面納付とデジタル利用との双方を選択できるようにしていきたい。

公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿①

- QRコードの導入により、金融機関への訪問、支払いが不要となり、処理の利便性が向上
※地方税においては令和5年4月より既に「地方税統一QRコード」を導入済み

【各自治体】 納付情報の通知

【企業】 支払処理

1. 紙処理

(現状)

- 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- 職員が**出勤**して、封入・送付

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- 金融機関を訪問、**紙による処理**
(金融機関側も**出社**、**紙による処理**)

金融機関の訪問、およびそのための出社が必須となる

2. QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期
令和8年9月

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- その後支払処理は**QRコードを読み込むこと**で支払処理を行う

個人等においては、QRコードを利用することで金融機関への訪問が不要になり、利便性向上

公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿②

- しかし、QRコードの導入によっても、未だ紙での処理を前提としており、利便性向上の余地がある。
- 通知から支払いまでを電子的に完結できる形が望ましい。

⇒地方税通知のデジタル化等に関する検討の示唆も得つつ、公金でも検討を。

【各自治体】 納付情報の通知

【企業】 支払処理

2.QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期
令和8年9月

- ・ 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- ・ 職員が出勤して、封入・送付

- ・ 納付書の発行、送付のための出勤が必要
- ・ 書面の発行、郵送コストが発生

- ・ 職員が納付書受取りのために出社
- ・ その後支払処理はQRコードを読み込み行う

- ・ 依然として紙での処理を前提
- ・ QRコードの読み取り件数の発生
- ・ 自治体ごとの様式の不統一のリスクによる処理の手間

3.デジタル化

(通知を含めた完全なデジタル化)

最終的に
目指すべき姿

- ・ 納付情報を直接電子的に通知

- ・ 職員が出勤しての封入・送付作業が削減
- ・ 紙の発行、郵送コストの削減
→自治体の皆様のコスト削減に

- ・ 職員は電子的に納付情報を受け取り、そこから直接支払処理を行う。

- ・ 納付書受け取りのための出社やQRコードの読み込み作業が不要
- ・ 自社内での電子的処理がより容易に
⇒テレワーク推進、業務効率化に

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年3月30日 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」より抜粋

1. 地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるようにするための取組

地方公共団体（中略）が収入する公金（中略）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（中略）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとする。このため、以下の関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進める。

なお、eLTAXを活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、令和5年4月から地方税の収納について導入される「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

(中略)

5. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。併せて、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意して、遅くともeLTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

なお、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、各地方公共団体において公金システムの改修を行う必要があることを踏まえて、開始時期を検討することとする。

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年6月1日 規制改革推進会議 規制改革推進に関する答申」より抜粋

ウ 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

＜基本的考え方＞

（略）昨年12月に、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議が立ち上がり、本年3月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」が決定されたところである。

同方針において、遅くとも令和8年9月にはe L T A Xを活用した公金収納の開始を目指すこととされており、システム改修作業や所要の法令上の措置を講ずるなど、デジタル庁及び総務省を中心とした継続的な検討を進めていく必要がある。その際、民間事業者からの道路占用料及び行政財産使用料等の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、事業者が自由に公金の窓口納付又はオンライン納付の手続を選択することが可能となるよう、地方公共団体が共通の仕組みによりe L T A Xを活用できるようにすることについて検討を行う必要がある。（中略）また、納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要があると考える。

＜実施事項＞

（中略）

b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。